

集合住宅再放送利用規約（建物所有者向け）

第1条（規約の適用）

CCNet株式会社（以下「当社」といいます。）は、集合住宅再放送利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより第2条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（本サービスの提供内容）

本サービスは、本サービスの申込みをする者（以下「加入申込者」といいます。）が所有する集合住宅（以下、「申込物件」といいます。）を対象に提供するサービスです。

2 当社は、申込物件に対し、地上デジタル放送の同時再放送サービスを申込物件の全戸に提供します。ただし、放送事業者から同時再放送の同意を得た放送に限ります。なお、放送事業者により放送が終了された場合はこの限りではありません。

3 当社は空きチャンネルを使って同時再放送サービス以外に任意の放送ができ、この任意の放送については当社の事由によって中断・中止することがあります。

4 加入申込者は、周波数の変更によって生じるチャンネルの変更およびそれに伴う受信機の調整の必要がある旨をあらかじめ申込物件の入居者（以下「入居者」といいます。）に通知していただきます。

5 当社は、入居者が本サービス以外に当社の提供するサービスを希望する場合、入居者と当社との契約により提供することができます。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したとき成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には加入契約の申込を承諾しないことがあります。

(1)加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2)加入申込について、引込設備の設置又は保守することが著しく高額な場合。

(3)加入申込者が同時再放送サービスの費用その他の債務(この規約に規定する費用及び費用以外の債務をいいます。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(4)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第4条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とし、契約期間満了の3ヶ月前までに加入申込者・当社いずれからも書面により何らの意志表示のない場合は、引き続き1年間本契約を自動的に更新するものとし、以後もまた同様とします。

第5条（施設の設置、所有および工法）

当社は、同時再放送サービスを提供するための施設(放送センターより保安器またはV・ONUに至るまでの施設をいいます。)の設置に要する費用を負担し、これを所有します。また、加入申込者は施設の設置に伴って必要となる管路、場所、電源等を無償で提供していただきます。なお、加入申込者は引込みに際し工事分担金として、別に定める工事費を負担していただきます。

2 加入申込者は申込物件に取り付けられた保安器またはV・ONUの出力端子以降の施設を所有します。

3 本条第1項および第2項の所有範囲内において修繕、更新等により費用等が発生した場合は、各々の所有範囲において負担します。ただし、火災、地震、風水害、雷、その他天災地変、塩害、公害や異常電圧による場合には、加入申込者・当社別途協議の上、決定します。

第6条（料金）

加入申込者は、別に定める加入契約金、引込工事分担金、本サービスの利用料（以下「費用」といいます。）を支払っていただきます。

2 加入契約金の権利は、住戸に帰属するものであって、入居者に帰属するものではありません。

3 加入申込者は、費用の支払について、加入申込者が指定する管理会社等（以下「指定先」といいます。）に代行させることができます。この場合、当社は、指定先に対し請求書等を送付するものとし、これをもって加入申込者に対する請求があったものとします。

4 当社は、原則として加入申込者および指定先に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入申込者および指定先が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。

5 当社は、加入申込者および指定先が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき110円（税込）を請求します。

第7条（加入申込者からの解約）

加入申込者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の3ヶ月前までに当社に届け出るものとし、解約の日までの費用等を支払っていただきます。

2 加入申込者は、契約成立日から放送サービスを受け始める日までに解約を申し出た場合であっても、当社は加入契約金の返戻をしません。また、引込工事が既に施工されている場合には、加入申込者はその実費を当社に支払っていただきます。

3 当社は、契約が解約された場合、当社の施設を撤去します。ただし、撤去にともない加入申込者が所有もしくは占有する敷地、家屋および構築物等の復旧を要する場合ならびにタップオフから保安器またはV・ONUまでの引込線を撤去する場合、加入申込者はその費用を負担していただきます。

4 加入契約を解約した場合でも、加入申込者の当社に対する一切の債務は消滅しません。

5 加入申込者は、加入契約が解約された場合、ケーブルテレビ加入契約約款やインターネット接続サービス契約約款等に定める当社のサービスの提供ができなくなることを了承し、入居者へ周知していただきます。

第8条（契約の解除）

当社は、当規約に違反する行為が加入申込者にあったと認めた場合には、催告のうえ同時再放送サービスの提供を停止すること、あるいは契約の解除をすることができます。

2 加入申込者が毎月の費用等を2回連続で当社が指定する期日までに支払わなかった場合、当社は、契約の解除をすることができます。

第9条（保守点検作業）

当社は、放送受信機器・中継器等の保守等のため、申込物件内に立ち入ることができます。その場合はあらかじめ申込物件の管理会社または管理組合等に連絡の上行うものとし、加入申込者は可能な範囲で当社に協力していただきます。

2 当社の同時再放送サービスを中断する場合、保守点検作業等事前にわかるものについては、申込物件の入居者に管理会社または管理組合等を通じて事前に通知します。ただし、天災地変等やむを得ない事態が発生した場合はこの限りではありません。

第10条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供に関連して知り得た加入申込者の個人情報を、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に従い適正に取り扱います。

第11条（規約の改定）

当社は、当規約を改定することがあります。なお、規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい規約によります。

2 当規約を改定した場合、当社は当社各局の店頭に掲え置く他、ホームページ等のオンライン上の表示、その他当社が適当と判断する方法により、加入申込者に対し随時必要な事項を通知します。

第12条（承継）

加入申込者は、申込物件の管理権を第三者に移転するときは、本規約に基づく権利義務の一切を第三者に承継していただきます。

第13条（定めなき事項）

その他本規約に定めなき事項が発生した場合には、加入申込者・当社誠意をもって協議の上、その解決にあたることとします。

附則 本規約は、2023年11月1日から施行します。